

# 神田孝平の政治・経済論 : 官僚、洋学者、そして思想家として

著者	南森 茂太
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/13901">http://hdl.handle.net/10236/13901</a>

氏名	南 森 茂 太
学位の専攻分野の名称	博士（経済学）
学位記番号	甲経第56号（文部科学省への報告番号甲第530号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2014年7月9日
学位論文題目	<b>神田孝平の政治・経済論</b> <b>—官僚、洋学者、そして思想家として—</b>
論文審査委員	（主査）教授 井 上 琢 智 （副査）教授 松 本 有 一 教授 原 田 哲 史 西 岡 幹 雄（同志社大学経済学部教授）

## 論文内容の要旨

本博士学位申請論文は、幕末から明治初期に神田孝平（1830-98）が執筆した政治・経済についての論著、建議書を主たる考察対象とし、彼が当時の「人民」をどのように捉え、その「人民」の果たすべき役割をどのように考え、その彼の認識が官僚としての政策立案や施政、思想家としての業績とどのように結びついていたのかを明らかにする研究である。加えて、神田が邦訳等を通じて修得した欧米の新知識が、彼の制度改革論にどのように反映されているのかについても明らかにし、彼の官僚、洋学者、思想家としての業績が相互に密接に関連しあっていたことを明らかにしようとする研究である。従来の研究では、政府の政策立案を起案するのみの存在に過ぎない洋学者系官僚の代表的人物の一人として神田を位置づけていたため、彼の思想にはきわめて低い評価しか与えられてこなかった。本論文は、このような誤った神田像を修正しようとする研究である。本論文の構成は以下の通りである。

- 序 章 神田孝平の主要業績—その評価を中心に—
- 第1章 神田孝平における「人民」—「愚民」観を持たない思想家として—
- 第2章 神田孝平における政治体制論の展開—「仁政」から「會議」への展開を中心に—
- 第3章 神田孝平の兵庫県政—「民會」についての構想と県下におけるその開設—
- 第4章 『農商辨』における「商」の「利」—税制改革論を中心に—
- 第5章 明治初期における神田孝平の税制・財政改革案—歳出の削減による減税構想としての再評価—
- 第6章 神田孝平と自由貿易政策—津田真道との比較を中心に—
- 第7章 神田孝平の元老院議官への「榮轉」について—木戸孝允との関係を中心に—
- 終 章 日本における経済論の展開と神田孝平

序章は、神田の経歴、および主要業績を紹介する。そのうえで、大久保利謙、本庄栄治郎、住谷悦治、塚谷晃弘らによる研究が官僚、洋学者としての神田の業績についての包括的な検討をしていないだけでなく、神田を思想家として評価する視点を欠いていることが問題点であると指摘する。この問題点を克服するために、神田の政治・経済論が、彼の官僚、洋学者、思想家としての業績とどのように結びついているのかを明

らかにするという問題意識が提示される。

第1章は、幕末・明治初期に神田が執筆した政治・経済にかんする論著を検討することで、当時の統治者・知識人に支配的であった「愚民」思想が幕末から彼は有していなかったこと、さらに明治以降になると「人民」を政治・経済の自立した担い手となりうると認識し、その「人民」を主体とする政治・経済にかんする諸制度の改革論を提言していたことを明らかにする。

第2章と第3章は、神田の政治論に焦点を当てている。神田の政治体制論は、「仁政」の実現により「聖人」となる統治者が政策決定をおこなうべきという考え（『農商辨』1862年執筆）から、統治者が政策を「會議」に諮問してから決定すべきという考え（「會議法則案」）へ、さらに明治以降になると納税者の代表が構成する議会で政策を決定するという考えへと展開することを明らかにしている。まず、第2章では、この展開には「人民」に対する神田の高い評価に加えて、武士に対する彼の不信感が背景にあることが、第3章では、兵庫県令としての施政に着目し、彼による「民會」の開設はオランダの政治体制や地方制度が参照にされているものの、基本的には江戸時代の「共同体自治」の慣習を活用するものであったことが明らかにされている。加えて、神田は公選制による「民會」を全国に普及しようとし、自らの県政の内容を『日新眞事誌』に公表するとともに、地方官會議では他の地方官の「愚民」思想に基づく政治体制論を改めようとして積極的に発言していることが明らかにされている。

第4章から第6章は、神田の経済論に焦点を当てている。第4章では、『農商辨』における税制改革論が考察されている。「民心」は租税の多寡により左右されるため、統治者がこれを軽視すると「民心」はその統治者から離反し、日本の独立に負の影響を及ぼす、という神田の考えが『農商辨』の根底にあることが明らかにされている。神田は、税源を「農」の「産物」から担税能力が高く、かつ税収も見込める「商」の「利」、とくに貿易からの「利」へと変更する、という税制改革でこの問題を解決しようとする。この貿易によって得られる利益に着目する経済論は、確かに江戸時代後期からみられるものであり、『農商辨』もまたこの系譜に属する経済論である。とはいえ、当時の経済論が「姦商」観、経済の担い手として自立していない「人民」像を前提にしているのに対して、神田は「姦商」観を有さず、「農」・「工」・「商」を自立した経済の担い手と捉えている。すなわち、『農商辨』の特色は、商人を貿易の担い手とし、統治者が民間の経済活動を支配・監督すべきであるという旧来の立場には立っていないことが明らかにされている。

第5章と第6章は、『農商辨』での神田の主張が明治維新後にどのように展開されたかを検討している。第5章では、明治初期の神田による税制改革案である「税法改革ノ議」（明治2〈1869〉年）、「田税改革議」（明治3〈1870〉年）、「田税新法」（明治5〈1872〉年）、「税法私言」（明治6〈1873〉年）、財政制度の改革案である「民選議院可設立ノ議」、「財政變革ノ説」（ともに明治7〈1874〉年）にどのような共通性があるのかが検討されている。税制改革に関する神田の提言は、行政機構の努力により税務行政にかかる費用を削減しようとする構想であるが、そこでは『農商辨』に見られるような農民への課税に偏重した租税構造を変革するという主張はみられない。ただ、神田はこの点を問題視しなくなったわけではなく、むしろ、彼は議会の開設と予算制度の創設により、納税の代表者が不必要な歳出を削減することで、「人民」の税負担を削減することが可能になると考えていたことが明らかにされている。

第6章は、「紙幣引換懇願録：貨幣四録ノ一」、「正金外出歎息録：貨幣四録ノ二」（いずれも明治7〈1874〉年）、「紙幣成行妄想録：貨幣四録ノ三」、「貨幣病根療治説：貨幣四録ノ四」、「貨幣四録附言」（いずれも明治8〈1875〉年）を検討している。彼は、自由貿易政策を維持していくためには兌換制度の創設が必要であると主張するが、その背景には、神田が有する徂徠学的な思想があることが明らかにされている。と同時に、幕末から続く正貨流出問題への解決策として兌換制度を神田が提示したが、その兌換制度は『農商辨』における税制改革論の骨子である貿易の「利」に対する課税を実施するための条件整備であると神田が捉えてい

たことが明らかにされている。

第1章から第6章は、幕末から明治初期にかけて、神田は極めて特徴のある政治・経済論を唱え、官僚としての政策立案や施政に自らの思想を反映させると同時に、その思想を社会へ普及させようとする思想家であったことを明らかにした。第7章と終章は、このような神田が明治20年代以降になると顧みられなくなった理由を考察している。第7章では、明治8（1875）年の地方官会議での神田と木戸孝允との対立に注目し、神田の官僚として、思想家としての影響力が削がれるようになった外部的な原因が明らかにされる。すなわち、その原因がこの明治8年に制定された発言を規制する諸法令（「新聞紙条例」、「明治8年太政官達第119号」）と木戸が大久保利通に要求した神田の人事異動（兵庫県令から元老院議官へ）とにあったことが明らかにされている。また、終章は、神田以降の日本における経済論の展開に着目している。明治10年代になると、日本の経済論は単なる経済問題の解決策にとどまることなく、欧米経済学の導入とともに、その問題の原因と解決策を科学的に分析しようとする経済学へと展開していった。しかし、経済問題の解決策を提示しようとする経済学者たちには、「人民」の中には経済主体として自立できない人びとが今なお存在するという「愚民」観が時代を超えて存在し続けているとされる。それゆえ、神田の経済論が政府に対する政策立案の公表に留まるといった伝統的側面を持っていたために、科学としての経済学の流れから神田の経済論は高い評価が得られなくなった。さらに、神田の思想は、経済上・政治上自立した「人民」を前提とするという新しい側面をも有していたため、なおも「愚民」観をもつ経済学者からは「楽観論」だと退けられた。しかし、「愚民」という政治的・経済的弱者という視点がエリートの創造する「偶像」であるとするれば、この神田の思想は、時代を超えた思想であり、さらに、政治・経済問題の解決の糸口を「共同体」の「自治」に求める現代の新しい流れから見ると、その源泉であったと評価できるとされている。

## 論文審査結果の要旨

本論文の特長と意義は以下の点にある。

第1に、神田孝平の政治・経済論が、彼の官僚、洋学者、思想家としての業績とどのように結びついているのかを明らかにするという明確な問題意識のもとで論述されていること。

第2に、一般に「明治啓蒙」は「愚民」思想を前提としているが、神田はその「愚民」思想をもっていなかったことを指摘し、それゆえ、神田を単純にそうした「明治啓蒙」の一人と位置づけてきた従来の支配的な評価に疑義を呈し、その上で、彼の政治・経済論の特色を明らかにしたこと。

第3に、従来の研究は、福澤諭吉と比べて洋学者系官僚の代表として低い評価しか与えなかったのに対して、政府首脳・官僚・啓蒙家たちが有する「愚民」思想が明治初期における諸制度の改革の妨げになっていることを認識し、その思想を払拭しようとした思想家として神田を位置づけることで、神田を再評価したこと。

第4に、神田の議会制度論は、オランダの同制度の邦訳・紹介にとどまるものではなく、その邦訳・紹介を通じて、「愚民」思想をもたなかった神田であるからこそ、「人民」が政治の担い手になり得ると認識し、江戸時代の「共同体」における「自治」の慣習を評価し、この慣習の問題点をオランダの政治体制や地方制度を参照にして修正することで、欧米の新知識を日本に応用しようとする姿勢から構築されていることを明らかにしたこと。

第5に、欧米の経済思想と対照することで、その自由主義的な側面が強調されてきた従来の『農商辨』における神田の経済思想は、江戸時代後期からみられる貿易論の系譜に連なるものとして位置づけなおされるとともに、「士」が「農」・「工」・「商」の経済活動を支配・監督しなくとも、貿易を商人に担わせることで経済成長が可能であるという主張であり、それが『農商辨』の特色であるということを明確にしたこと。

第6に、このように再評価された『農商辨』と明治以降に彼が執筆した種々の建議書や論著との関連性を

丹念に調査し、彼の政治・経済論の有機的關係を明らかにしたこと。

第7に、徂徠学の影響を受けた神田と、宣長学の影響を受けた津田真道とを比較し、貿易政策として自由貿易を支持する両者が正貨流出問題への異なった解決策を提示したことを明らかにすることで、欧米の新知識の理解にはこれを受容する側の洋学者たちが修得した日本の伝統的な諸思想が大きく影響していることを明らかにしたこと。

第8に、神田の政治・経済論が顧みられなくなった理由を、政府の政策の変化、日本における経済論の展開、時代を超えて出現する「愚民」思想という3つの視点から、明らかにしようとしたこと。

第9に、これらの研究によって、幕末・明治期を生きた神田が、思想上も政策上も、江戸期と明治期が「明治維新」によって断絶されたのではなく、両者には連続性があったということを指摘し、今後の明治維新史研究に新たな方向性を示唆したこと。

第10に、これまでのもっとも網羅的とされてきた本庄栄治郎作成の著作目録に収録されていない、神田の著書、論文、建議書などを含む著作目録を作成し、神田孝平研究の基盤を整備したこと。

このように本論文は、神田の政治・経済論にとどまらず、当時の政府首脳、官僚、洋学者たちの政治・経済論との比較をおこなうとともに、明治初期の政局、政府による制度改革や法整備も十分に考慮し、従来の神田孝平像の見直しをおこなっている。このことにより、その業績が個別にしか論じられてこなかった神田の政治・経済論の全貌を浮き彫りにし、彼が官僚、洋学者としてだけではなく思想家としても活躍した人物であることを指摘し、さらにその業績が相互に密接に関連しあっていることも明らかにした。同時に、欧米の制度や新知識を日本へと導入・定着させようとしていた人びとの多くは、江戸時代の日本の諸制度を否定的に捉え、「人民」を「愚民」と捉えていたが、神田はそれらの人びとは対峙する立場であったことを明らかにすることで、「明治啓蒙」という用語で一面的にしか捉えられてこなかった当時の思想にも多様性があることを指摘した本論文は、同時代の思想史研究に新たな地平を切り開く一里塚を築いたと評価できる。以上のように、本論文の特長と意義は高く評価されるものの、残された課題もないわけではない。

第1に、神田の伝記的記述、特に彼の初期の思想形成期については十分に明らかにされてはいない。とりわけ、江戸時代の「共同体」における「自治」の慣習を評価し、この慣習の問題点をオランダの政治体制や地方制度を参照にして修正することで、欧米の新知識を日本に応用しようとする姿勢は、洋学を志す以前の神田の前半生や徂徠学の探究では捉えきれない彼の思想形成の過程と密接不可分の可能性がある。さらに神田自身の経歴を追うことで、彼が「人民」を「愚民」と捉えていた他の洋学者と対峙する立場をいかに構築し得たか、そして、彼が「愚民」思想を持たない思想家としていかにして成長していったかがより明確になると考えられる。

第2に、神田の兵庫県政は「民會」開設についてしか言及されておらず、本論文は彼の県令としての全業績を把握することができていない。

第3に、神田の官僚としての歩みは本論文の考察対象の区切である1870年代半ば以降も継続しているにもかかわらず、その点についての検討が不十分である。とりわけ、神田が政治経済的な発表や発言を控えるようになった理由を、有司専制下の圧迫に求めているが、それだけであったかについてはさらなる検討が必要であろう。

第4に、1870年代後半からの日本における経済論の展開に言及するのであれば、福澤諭吉、田口卯吉、天野為之などの経済論をより深く分析する必要がある。

このような諸課題を今後の研究で解決し、官僚、洋学者、思想家たる神田孝平の総体を明らかにし、神田の日本経済・政治思想史上の位置づけをさらに明確にすることが望まれる。

以上のような今後取り組むべき課題があるものの、本論文がきわめて優れた論文であることを認め、審査員全員は本論文の提出者が博士（経済学）を受けるに値すると認めるものである。